

## 田辺市営住宅維持修繕工事業者登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、田辺市が発注する市営住宅の維持修繕工事について、発注業者として登録するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急修繕工事 緊急を要するもの又は修繕しなければ日常生活に支障を来す修繕工事
- (2) 入替修繕工事 入居者の退去後、住宅の原状回復を目的とした修繕工事
- (3) 維持修繕工事 前2号の修繕工事の総称
- (4) 維持修繕工事業者 維持修繕工事を実施する者

### (登録業種)

第3条 登録業種は、次のとおりとする。

- (1) 大工工事(木工、内装等)
- (2) 建具工事(扉、サッシ、ふすま等)
- (3) 電気工事
- (4) 水回り工事
- (5) 美装工事

### (登録地域)

第4条 維持修繕工事に係る登録(以下「登録」という。)に当たっては、市内を合併前の田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村又は本宮町の5地域に区分する。

### (登録要件)

第5条 登録をすることができる者は、次に掲げる要件を全て有する者とする。

- (1) 田辺市物品入札参加者等登録規程(平成17年田辺市規程第20号)第5条の規定又は田辺市建設工事入札に関する規程(平成17年田辺市規程第26号)第3条の規定により登録されていること。
- (2) 登録地域内に本社又は本店を有すること。ただし、当該区域に維持修繕工事業者の登録がない場合は、この限りでない。
- (3) 登録を希望する年度の前年度における維持修繕工事の実施に当たり、故意又は過失により修繕工事を粗雑にしていないこと(登録を希望する年度の前年度において登録されていた者に限る。)
- (4) 維持修繕工事の実施において、法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていること  
水回り工事においては、田辺市指定給水装置工事業者規程(平成17年田辺市水道事業管理規程第14号)第4条第1項の規定に指定されていること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める登録の申請の欠格要件に該当しない者であること

### (登録の申請)

第6条 登録を希望する者は、申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 登録に当たっては、入替修繕工事のみの登録の申請は行うことはできず、緊急修繕工事及び入替修繕工事のいずれにも登録しなければならない。ただし、緊急修繕工事のみ登録する場合は、この限りでない。

### (登録等)

第7条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、申請者が登録の資格を有するかどうかについて審査し、申請者に審査の結果を通知するとともに、当該資格を有する者については、登録名簿に登載する

ものとする。

- 2 前項の規定による登録の有効期間は、当年4月1日から翌年の3月 31 日までの期間とする。
- 3 登録名簿は、維持修繕工事業者を工事種目ごとに登載し、3年ごとに全て更新する。
- 4 市長は、維持修繕工事業者に対して、第5条各号に掲げる資格を有することの確認を、登録期間内に再度求めることができる。この場合、維持修繕工事業者としての登録が適格ではないと市長が認めたときは、その登録を取り消すことができる。
- 5 維持修繕工事業者は、登録申請に係る事項に変更が生じたときは、変更届に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(登録名簿からの削除)

第8条 市長は、維持修繕工事業者が、第5条各号に掲げる資格を欠くこととなったとき、又は第6条の規定により申請した書類に虚偽の記載があると認めるときは、維持修繕工事業者の資格を取り消し、登録名簿から削除することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、維持修繕工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、維持修繕工事業者の資格を取り消し、登録名簿から削除することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が維持修繕工事業者として適格ではないと認めるとき。

(維持修繕工事業者が欠けた場合の措置)

第9条 合併前の龍神村、中辺路町、大塔村又は本宮町各地域で維持修繕工事業者の登録がない場合は、合併前の龍神村、中辺路町、大塔村又は本宮町地域の維持修繕工事業者の中から補充し、それでもなお、登録がない場合は、合併前の田辺市の地域の維持修繕工事業者から補充する。また、合併前の田辺市の地域で維持修繕工事業者の登録がない場合は、合併前の龍神村、中辺路町、大塔村又は本宮町地域の維持修繕工事業者の中から補充する。

2 前項の規定により、維持修繕工事業者から補充できない場合は、新たな募集を行い、当該欠ける期間における維持修繕工事業者として登録し、その結果を通知する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月 13 日から施行する。